

2017.10.1

自転車の鍵かけの(努力)義務化を含む、
尼崎市自転車のまちづくり推進条例が施行されました。

初心にかえろう

はじめて自転車を手に入れた
とき、きちんとカギをかけたか
気になって、何度も確認したこ
と、憶えていますか。

自転車の**施錠**、**お願い**します。

(参考)尼崎市自転車のまちづくり推進条例(平成29年尼崎市条例第1号)(抜粋)
(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ～(6) 略

(7) 自転車の安全適正利用 次に掲げる行為をいう。

ア 略

イ 自転車の盗難その他の自転車に関する犯罪(以下「自転車関連犯罪」という。)の被害を防止するための対策を講ずること。

ウ～エ 略

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自転車の安全適正利用について、家族その他の身近な人と共に理解を深め、及びその実践に主体的に取り組むよう努めなければならない。

2 市民等は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

尼崎市危機管理安全局 危機管理安全部 生活安全課
電 話:06-6489-6502
ファックス:06-6489-6166
電子メール:ama-seikatsuanzen@city.amagasaki.hyogo.jp

くわしくは、
「まちづくり」
を



自転車の盗難にご注意！

自転車の盗難被害が多発しています！

自宅やマンションの敷地内(駐輪場)だからといって、
鍵をかけずに自転車を停めていませんか？

用事がほんの数分だからといって、
鍵をかけずに自転車を停めていませんか？



実はそれ、意外に盗られているんです！

尼崎市は兵庫県下で「ワースト1」の盗難率！
鍵はしっかりかけ2重ロックにしましょう。

自転車の盗難にはこんな問題があります！！

○盗難されたって、また安いのを買えばいいわ～

→盗難された自転車で、歩行者をはねたり、ひったくりをしたり、緊急車両(救急車、消防車など)の妨害をされるかもしれません。

○自転車を盗む(勝手に借りる)ことは、れっきとした犯罪です！

・ **刑法第235条 窃盗罪**

→10年以下の懲役または50万円以下の罰金

・ **刑法第254条 占有離脱物横領罪**

→1年以下の懲役または10万円以下の罰金もしくは科料